

「部内限り」

セクハラ事案の現状等について (説明会用)

26. 5. 19



分類番号：B-10-047

保存期間：1年未満

保存期間満了時期：2014. 5. 30

作成年度：2014年度

枚数：10枚

開示判断：部分開示

1 本説明会の主旨

セクハラ発言を受けた被害者側の代理人である弁護士から、内容証明が組織()宛に送付



内容証明に記載された8つの要望事項の1つに「本セクハラ行為とその後の経緯について、 隊員を対象とする説明会の実施。」が記載



本事案の調査官であり、かつ が説明者として本説明会を実施



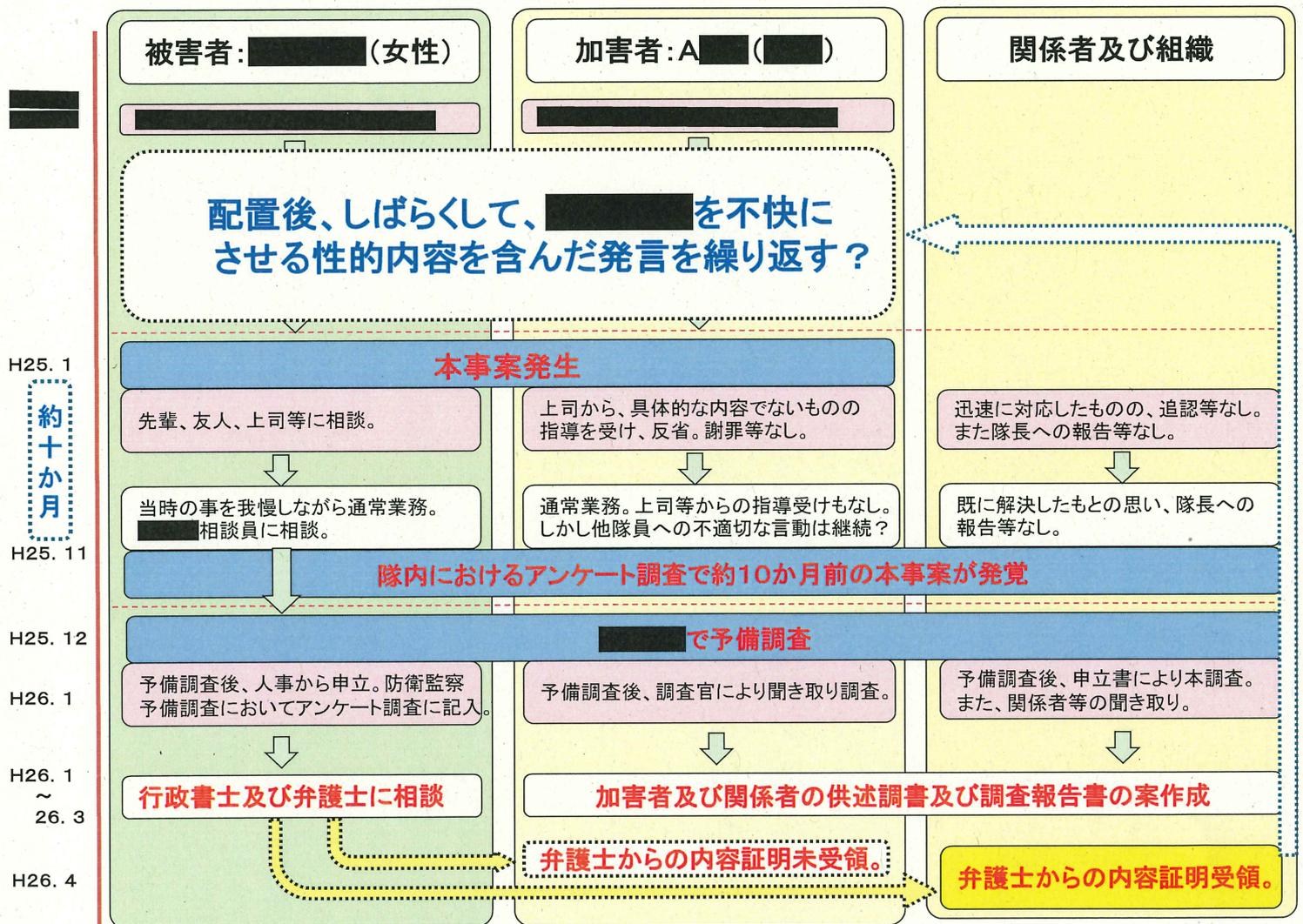
本説明を受けて、被害者の心情に配慮した職場環境を形成して頂きたい。

-----本説明会において-----

- 被害者隊員に対する噂話や中傷等があり、そういう行為を止めさせ、被害者を守る観点から、被害者を実名とした。
- 加害者隊員については、調査及び懲戒処分が終わっていないことから、Aとした。

出典：防衛省提出資料

3 本事案の現在に至るまでの経緯

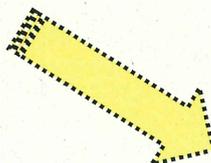
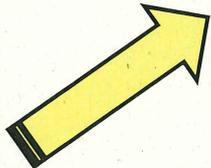


提出：防衛省提出資料

4 これまでの調査結果

	被害者側(女性:■■■■)	加害者側(男性:■■■■)
証言内容	電話で具体的にそこまで言った。 	電話で強く指導したことは事実。しかしそこまで露骨なことは言っていない。
性格等	真面目で、正義感が強い。	仕事バリバリ。明るく、声も大きい、親分肌。
周囲の反応	不愉快な噂話。	セクハラと受け取られかねない発言の情報あり。
現在の心境	謝罪文や関係者の処分等を要望。上司等に対する不信感あり。憤慨。 	自分の何かしらの言動で相手を不快にさせたことは事実。反省。しかしそこまでは言っていない。

5 現在の状況



組織	— 内容証明 —
	1 ○
	2 ○
	3 ○
	4 ○
	5 ○

宛先: [REDACTED]

個人	— 内容証明 —
	1 ○
	2 ○
	3 ○
	4 ○
	5 ○

宛先: 加害者A [REDACTED]

出典：防衛省提出資料

6 組織に対する内容証明(抜粋) (本説明をするに至った理由)

- 1 隊員に対するセクハラ教育の徹底とセクハラ根絶のための体制整備。
- 2 本件関係者への適切な懲戒処分。
- 3 本件セクハラについて、貴隊及び本件関係者がどのように対応したのかを通知人に具体的に説明すること。
(██████全隊員)
- 4 本セクハラ行為とその後の経緯について、那覇基地全隊員への書面による説明。
- 5 本セクハラ行為とその後の経緯について、██████隊員を対象とする説明会の実施。
- 6 勤務内外を問わず、通知人に対して、仕事以外の私的な話(特に異性関係の話)をしないこと、通知人が当面の間、職場の宴会に参加しないことを那覇基地全隊員に周知し、通知人の心情に配慮した職場環境を形成すること。 (██████全隊員)
- 7 通知人とA氏ができるだけ訓練等で一緒にならぬよう配慮すること。
- 8 春の昇任試験3次の面接練習を行わないこと。

7 調査官としての所感

● 今回の問題点

相談があった際、速やかに適切な対応をしなかったことにより、上司や相談員等に放置されているとの誤解を与え、問題が悪化。

● 問題解決のために(相談時の対応)

- ① 報告も含め、迅速かつ適切な措置は必須。
- ② セクハラと受け取られかねない言動等を取り除かない限り、根本的な解決にはならない。
→ その場を収める対症療法では不十分、根本治療が必要。

● 未然防止のために

- ① 日頃から良好な職場環境の構築。
- ② 宴会等の余興等は、意識変えや注意、配慮が必要。
- ③ 「それってセクハラの可能性ががありますよ。」等の相互チェックが必要。

出典：防衛省提出資料

8 皆さんへのお願い

- 勤務内外を問わず、██████に対して、仕事以外の私的な話（特に異性関係の話）をしないで下さい。
- ██████が当面の間、職場等の宴会に参加しないことを全隊員が周知し、決して強要するような行為をしないで下さい。
- 本件に関し、周囲で会話や噂話をする事が無いよう、全隊員が周知し、██████の心情に配慮した職場環境を形成して下さい。
- ██████とA█████ができるだけ訓練等で一緒にならぬよう配慮して下さい。

よろしくお願い致します。

終わり

(参考)内容証明とは？

1 内容証明とは

郵便物の文書の内容を証明する特殊取扱のこと。内容証明の特殊取扱とする郵便物は、同時に書留の特殊取扱としなければならない。この郵便物は、**法令上特異な存在**であり、一般の郵便物とは異なるものの、**法的拘束力は裁判所から送られる特別送達に比べて低い**と言われている。

2 概要

内容証明は、郵便物の**差出日付、差出人、宛先、文書の内容**を国の特別会社である**日本郵便株式会社が謄本により証明する制度**である。つまり「この手紙をいつ、誰に、この内容であなたが出しました」ということを日本の業務委託を受けた日本郵便が証明するものであり、実はそれ以上の法的な効力が無いため、法律家の間では「ただのお手紙」と言われることが多いようである。ただし、**日付、差出人、宛先、文書内容を国が証明したことで公文書**となる。このため、裁判所への提訴、調停等の非訟手続き、検察庁や労働基準監督署への告発といった、俗に「訴え」と言われる**法的措置の前段階として常用**されるものである。

出典：防衛省提出資料